

市町村助成の実施状況について

令和5年4月1日現在

市町村名	事業名	内訳
青森市	収入保険	保険料の50%（R4年～R6年の責任開始期間で1回限り）
弘前市	果樹	掛金の30%（青色申告）以内総合、掛金の10%（白色申告）以内総合（りんご）
	収入保険	新規加入者＝保険料の50%、継続加入者＝保険料の30%
黒石市	収入保険	保険料の30%
五所川原市	果樹	掛金の10%（りんご）
	収入保険	保険料の50%
十和田市	収入保険	保険料＋賦課金の50%（R5年～R8年の責任開始期間で1回限り） （上限10万円）
三沢市	収入保険	付加保険料の100%（上限3万円）
つがる市	収入保険	保険料の10%（上限10万円）
平川市	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
平内町	収入保険	保険料の10%
蓬田村	収入保険	保険料の10%
鱒ヶ沢町	果樹	掛金の15%（りんご）
	収入保険	保険料の10%（上限10万円）
西目屋村	果樹	掛金の30%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
藤崎町	果樹	掛金＋賦課金の30%総合（りんご、ぶどう、もも）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
大鰐町	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料＋付加保険料の30%
田舎館村	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
板柳町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%
鶴田町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%（上限10万円）
野辺地町	収入保険	保険料＋付加保険料の1年目25%、2年目33%、3年目25%
七戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（一回限り）
六戸町	収入保険	付加保険料の100%（上限3万円）
横浜町	水稻	掛金＋賦課金（上限1万円）
	収入保険	保険料＋付加保険料の35%以内
東北町	収入保険	保険方式のみ 保険料1/4以内、付加保険料100%（上限50万円）
		保険方式＋積立方式 保険料2/3以内、付加保険料100%（上限50万円）
六ヶ所村	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（上限50万円）
三戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の25%（上限7万円）
田子町	収入保険	1年目（保険料＋付加保険料1/4以内、上限3万円） 2年目（保険料＋付加保険料3/20以内、上限2万円）2年連続助成
南部町	果樹	掛金の15% *6年度10%、7年度5%、8年度廃止
	収入保険	保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額 （上限1万5千円）
実施市町村数	計	収入保険：26 水稻：1 果樹：11 園芸：3